

# 墨田区消費者ニュース

令和元年9月発行 第154号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## すみだプレミアム付商品券！！



### すみだプレミアム付商品券の購入引換券

購入引換券の交付申請を受け付けています！

すみだプレミアム付商品券の購入に必要な購入引換券の交付申請を受け付けています。対象と思われる方に、7月下旬に申請書を発送いたしました。

購入引換券の交付を希望する方は、令和2年1月31日(必着)までに申請書を返送してください。また、対象と思われる方で、お手元に申請書が届いていない方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

#### 【対象】

平成31年1月1日時点で墨田区に住民登録があり、平成31年度の住民税均等割が課税されていない方または免除された方

課税者と生計同一の配偶者、扶養親族および生活保護受給者等を除く

(世帯内に課税者がいる場合も対象外です。)

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様のいる世帯の世帯主

子育て世帯の世帯主の方は申請不要です。

#### 【すみだプレミアム付商品券の内容】

500円券×10枚で1セット

最大5セットまで、複数回に分けて購入可

#### 【申請後の流れ】

9月下旬頃から順次、購入引換券を送付します。

要件が合わず購入対象にならない方には、非該当のお知らせを送付いたします。

#### 【販売開始日】

10月1日(火)

#### 【問合せ先】

<すみだプレミアム付商品券専用ダイヤル>

電話 6667-6547

<産業振興課産業振興担当>

電話 5608-6187



1. 申請方法や購入方法等の詳細は、区ホームページをご覧ください。
2. 利用できる店舗等は、墨田区商店街振興組合連合会のホームページをご覧ください。

## 電気料金が安くなると言われて契約したけれど… 解約するには解約料がかかる？

### 【相談事例】

数か月前に電気料金が安くなると電話があり、聞いたことがない事業者だったが申し込んだ。最近、知人に話したところ、事業者の信用性を指摘されたので元の電力会社に戻そうと思った。事業者に解約を申し出たら解約料がかかると言われたが不満だ。

### 【アドバイス】

2016年4月に電力の小売全面自由化がスタートして以来、多数の事業者が電気事業に参入しています。電気とガスのおまとめや他のサービスとのセット販売など、様々なメニューで電気の供給がなされています。電話による勧誘が多く、「電気代が安くなると言われたけど思ったほど安くない」、「事業者の信用性が分からないので解約したい」という相談がよくあります。

電気代が安くなるかは家族数やプラン等の関係もあり、解約料の有無は事業者により異なります。一定の契約期間前に解約すると解約料が発生したり、事務手数料という形で請求される場合もあります。契約書には契約期間や解約料、発生する料金について記載されており、契約期間前に解約する場合、定められた料金を支払う必要があります。

訪問販売・電話勧誘販売で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフにより契約を解除することができます。ご不明なことはすみだ消費者センターに相談してください。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日…月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

